

経営管理関係規程（一）

（一―17） 役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまばと会員光園(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
 - (2) 非常勤役員(監事含む。)及び評議員については、報酬を支給しないこととする。
また、賞与及び退職手当は支給しないこととする。法人業務を行う場合に別表5のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員が、役員として円満に任期を満了、辞任、または死亡により退任した場合は、その功績に対して「功労金」を支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、「功労金」を支給する場合には、理事全員の総意により理事会で判断し決定する。なお、「功労金」の限度額は200,000円とする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、支給しない。

（非常勤役員の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員が勤務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表4の定めによるものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月と12月とする。
- (3) 「功労金」については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内に支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から欠勤日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月13日より施行する。
2. この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
3. この規程は、令和 3年 6月 5日より施行する。
4. この規程は、令和 6年 7月 1日より施行する。

別表1(常勤役員報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 200,000円
常務理事	月額 150,000円
理事	月額 100,000円
監事	月額 100,000円

別表2(常勤役員等の賞与)

7月・12月の賞与	給与規程に準ずる。 原則、支給する。ただし、常勤理事全員の判断により支給しない場合もある。
-----------	--

別表3(非常勤役員報酬額)

- (1) 評議員 無報酬とする。
- (2) 理 事 無報酬とする。
- (3) 監 事 無報酬とする。

別表4(役職ごとの役員報酬額)

- (1) 役職ごとの役員報酬額の上限を定める。
当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が次の範囲内において役員報酬を支給する。

役職名	年額報酬等合算上限額
理 事 長	合算上限年額 9,000,000円
常 務 理 事	合算上限年額 7,000,000円
理 事	合算上限年額 6,000,000円

別表5(評議員・非常勤役員(理事・監事)の費用弁償)

費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会・理事会への出席
- (2) その他理事長が必要と認めた業務
 - ① 理事役員の協議会等の出席

区 分	1日当たりの額
住所地が下関市内にある者	10,000円とする。
住所地が上記以外にある者	15,000円とする。

(注)1日当たりの額は、評議員会、理事会の業務等に対する日当と交通費とする。